

令和5年6月21日

全国中小企業団体中央会 殿

不法就労外国人対策等協議会

外国人の不法就労の防止に関するお願い

平素より、外国人の不法就労防止に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、貴団体を始めとする経営者団体の皆様の御理解、御協力を得ながら外国人の不法就労防止の施策を推進してきた結果、我が国における不法残留者数の減少に一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、本年1月1日現在の不法残留者数は7万491人と、昨年1月1日現在に比べ、3,732人増加し、今後、新規入国者拡大に伴い更なる増加も懸念されることから、これらの者による不法就労の防止が依然として重要な課題となっています。

現に、令和4年中に退去強制手続を執った外国人1万300人のうち、約61.7パーセントの6,355人について、不法就労の事実が認められたところです。

また、不法就労の態様についても、国内外のブローカーが介在するなどし、身分や活動目的を偽って在留する偽装滞在者が偽変造在留カード等を行使する事案や、難民認定制度を就労・定住目的で誤用・濫用する事案、留学生が中途退学処分を受けた後も帰国することなく、残った在留期間を悪用して就労する事案など、その手口は悪質・巧妙化しています。

例年6月は「外国人労働者問題啓発月間」として政府による各種取組を行っております。不法就労防止対策を実効あるものにするためには、事業主の皆様を始め広く国民の皆様にこの問題を正しく理解していただき、その防止に努めていただくことが重要です。そのためには貴団体を始めとする経営者団体の皆様の御協力が不可欠であると考えています。

つきましては、当協議会が取り組んでいる不法就労等外国人対策への御理解と御協力をお願い申し上げるとともに、不法就労等外国人を雇用することのないよう、関係各方面への周知・指導等について特段の御配慮をお願いいたします。

具体的には、

- ・ 在留カードの記載内容等により就労ができる外国人であるかを確認すること
 - ・ 外国人雇用状況の届出において対象となる外国人被雇用者の身分事項等を漏れなく正確に記載し提出すること
- を周知いただき、これらの遺漏によって法令に反するようなことがないように御指導等を行っていただきたいと存じます。

また、外国人を雇用するに当たり当該外国人が就労可能か確認をされたい場合は、最寄りの地方出入国在留管理局に御相談いただきますよう傘下企業等に御案内ください（連絡先については、別添の資料を御参照ください。）。

■地方出入国在留管理官署

| | | |
|-------------|----------------------|---|
| 札幌出入国在留管理局 | 北海道札幌市中央区大通西12丁目 | TEL 011-261-7502 (代) |
| 仙台出入国在留管理局 | 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 | TEL 022-256-6076 (代) |
| 東京出入国在留管理局 | 東京都港区港南5-5-30 | TEL 0570-034259 (IP電話・海外から： 03-5796-7234) |
| 横浜支局 | 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 | TEL 0570-045259 (IP電話・海外から： 045-769-1729) |
| 名古屋出入国在留管理局 | 愛知県名古屋市港区正保町5-18 | TEL 0570-052259 (IP電話・海外から： 052-217-8944) |
| 大阪出入国在留管理局 | 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 | TEL 06-4703-2100 (代) |
| 神戸支局 | 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 | TEL 078-391-6377 (代) |
| 広島出入国在留管理局 | 広島県広島市中区上八丁堀2-31 | TEL 082-221-4411 (代) |
| 高松出入国在留管理局 | 香川県高松市丸の内1-1 | TEL 087-822-5852 (代) |
| 福岡出入国在留管理局 | 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 | TEL 092-717-5420 (代) |
| 那覇支局 | 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | TEL 098-832-4185 (代) |

■インフォメーションセンター

| | |
|--------------------------|---|
| 外国人在留総合 インフォメーションセンター | TEL 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112) |
|--------------------------|---|